

特定非営利活動法人奈良県介護支援専門員協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人奈良県介護支援専門員協会という。通称をNPO法人奈良ケアマネ協会とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県橿原市久米町926番地 奈良県薬業会館内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民のための質の高いケアマネジメントの実現のために、保健・医療・福祉のチームケアを推進し、要介護者並びにその家族等の生活全般の支援に関する事業等を行い、地域福祉に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 介護支援専門員を養成・研修するための事業
- ② 保健・医療・福祉のネットワークを構築・支援するための事業
- ③ 情報提供及び相談に関する事業
- ④ 調査、研究、提言に関する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した総会において表決権を有する個人
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して事業の推進を援助するために入会した個人
- (3) 賛助団体会員 この法人の目的に賛同して賛助するために入会した事業の推進を援助する法人及び団体
- (4) 協力団体会員 この法人の目的に賛同して協力する関連団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書を提出することとし、理事長はこれが提出された場合、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員、顧問及び事務局

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 12人以上20人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第 20 条 本会に、役員とは別に顧問を若干名置くことが出来る。

2 顧問は理事会で選任する。

3 顧問は、この法人の運営上重要な事項について、理事長の諮問に応え、又は理事長に対して意見を述べる事が出来る。

(事務局)

第 21 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 前 2 項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 代議員

(代議員及び予備代議員)

第 22 条 本会に、代議員及び予備代議員を置く。

2 代議員及び予備代議員は、総会において会員の中から選出する。選出方法に関しては、別に定めるものとする。

3 代議員及び予備代議員の定数は、それぞれ 3 名以上 20 名以内とする。

(任期)

第 23 条 代議員及び予備代議員の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

2 任期の途中で代議員及び予備代議員に選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前各項の規定にもかかわらず、代議員及び予備代議員は、次期代議員及び予備代議員が選出されるまでの間、その職務にとどまらなければならない。

(職務)

第24条 代議員は代議員会において定款の規定による審議をなし、理事長の諮問にこたえ、定款その他の規定で決められている事項を審議し、その他本会の目的の事項につき、理事長に意見を述べることができる。

第25条 代議員は第13条に掲げる役員を兼ねることができない。

第26条 予備代議員は、代議員が欠けたときに、あらかじめ決められた順序に従って代議員となる。

2 予備代議員は、代議員が事故にあったときには、あらかじめ決められた順序に従ってその職務を代理する。

第6章 総会

(種別)

第27条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第28条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第29条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 代議員及び予備代議員の選出
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第62条において同じ。)
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) その他、この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第30条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第31条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 33 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 34 条 総会における議決事項は、第 31 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 第 31 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項について、正会員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 35 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 33 条、第 34 条第 2 項、第 36 条第 1 項第 2 号及び第 63 条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 36 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 7 章 理事会

(構成)

第 37 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 38 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事務局の組織及び運営

(4) 顧問の選任

(5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 39 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 40 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 41 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 42 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開くことができない。

(議決)

第 43 条 理事会における議決事項は、第 40 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 44 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 45 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 45 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 8 章 代議員会

(召集及び開催)

第 46 条 代議員会は、代議員をもって構成する。

- 2 代議員会は、通常代議員会と臨時代議員会とに分け、理事長が召集する。
- 3 通常代議員会は、毎事業年度 1 回開催する。

4 臨時代議員会は、次の各号に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の3分の1以上又は代議員の3分の1以上の者もしくは監事の総員から、会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき、理事長はできるだけ早く臨時代議員会を召集する。

(付議事項)

第47条 次の各号に関する事項は、代議員会の審議を得なければならない。

- (1) 定款ならびに規則の制定及び改廃に関する事項
- (2) 事業計画及び活動予算に関する事項
- (3) 事業報告及び活動決算に関する事項
- (4) 役員の選任等に関する事項
- (5) 入会金及び会費に関する事項
- (6) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第63条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項
- (7) その他本会の運営に関する重要な事項

第48条 役員は、代議員会に出席して意見を述べることができる。但し、議決に加わることはできない。

(定足数及び議決要件)

第49条 代議員会の議長及び副議長は、代議員が各1名互選する。

第50条 代議員会の議決及び承認を要するものは、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数の賛成により決める。但し、可否同数の場合は、議長の決めるところに従う。

第9章 分科会及び委員会

(分科会及び委員会の設置)

第51条 本会の目的を達成するために分科会及び委員会を置くことができる。設置に関する事項は別に定めるものとする。

第10章 資産及び会計

(資産の構成)

第52条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第53条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第54条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 収入及び支出は、予算に基づいて行うこと。
- (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (3) 財産目録、貸借対照表及び活動計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真

実な内容を明りょうに表示したものとする。

- (4) 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業計画及び予算)

第 55 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 56 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 57 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 58 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 59 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 60 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第 61 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 11 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 62 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 63 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第64条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において選定したものに譲渡するものとする。

(合併)

第65条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第66条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、この法人のインターネットホームページに掲載して行う。

第13章 雑則

(細則)

第67条 この定款の施行について必要な細則は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	溪村 真司
副理事長	武田 以知郎
副理事長	上野 和夫
理事	佐藤 博美
理事	佐藤 豪
理事	西浦 忠彦
理事	松村 昌子
理事	村東 義弘
理事	山口 好仁
理事	湯澤 美代子
理事	坂田 馨
理事	溝口 京子
理事	森田 ゆかり
理事	下出 和子
理事	田端 鈴子
理事	小畑 由紀子
監事	矢倉 一
監事	七海 陽子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から17年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第56条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第61条の規定にかかわらず、成立の日から17年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、下記の入会金については、奈良県介護支援専門員協会の会員であったものが、特定非営利活動法人奈良県介護支援専門員協会に入会する場合は、免除することができる。

- | | | |
|------------|-----|------|
| (1) 正会員 | 入会金 | 2 千円 |
| | 年会費 | 3 千円 |
| (2) 準会員 | 入会金 | 2 千円 |
| | 年会費 | 3 千円 |
| (3) 賛助団体会員 | 入会金 | 1 万円 |
| | 年会費 | 2 万円 |
| (4) 協力団体会員 | なし | |